

パターン	チェック項目 (パターン別に、□が✓される場合に疑う)
警戒 気を付けましょう	【警戒1：大学への通学可能】 □感染が拡大している地域（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、大阪府、愛知県、福岡県、沖縄県など）に行っていた。 →宮城県に戻った後2週間は※体調管理により一層の注意を払う。 ※健康チェック、体温測定、人との濃厚接触の回避、不要不急の外出自粛 【警戒2：大学への通学NG】 □濃厚接触歴のある者と濃厚接触した □新型コロナウイルス感染症を疑う者と濃厚接触した □同居家族が濃厚接触者となった □2週間以内に海外に渡航していた →大学のコロナウイルス相談窓口(corona_soudan@myu.ac.jp)にメールのうえ、その指示に従う。その間、原則として自宅待機とし、※体調管理により一層の注意を払う →濃厚接触した人が新型コロナウイルスとの診断が確定した場合は、 ②濃厚接触者となった疑いがある場合のフローへ
1 風邪症状	□発熱等の風邪症状がみられる。 →①発熱等の風邪症状がある場合のフローへ
2 濃厚接触 疑い	□新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触歴がある □COCOA（厚生労働省 接触確認アプリ）で「陽性者との接触があった」と通知が来た □保健所（コールセンター）から濃厚接触者であると指摘された →②濃厚接触となった疑いのある場合のフローへ
3 COVID-19 感染疑い	□息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある □※重症化のリスクがある人で、発熱や咳等の比較的軽い風邪症状がある ※心疾患・呼吸器疾患（中等度以上の喘息など）・糖尿病・高血圧等の基礎疾患がある、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている、重度の肥満・喫煙習慣がある、妊娠中など □上記以外の人でも、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く（症状が4日以上続く、解熱剤を飲み続けなければならない等）場合や、嗅覚・味覚障害を有している場合 →③新型コロナウイルス（COVID-19）に感染した疑いがある場合のフローへ

濃厚接触とは

「罹患者が発病した2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する」

- ・新型コロナウイルス感染が確定した者、または強く疑われる者と同居
あるいは1メートル以内かつ15分以上の接触があった場合

例えば、新型コロナウイルス感染症が疑われる者と…

マスクを着用することなく、1メートル以内の距離で

- ✓長時間の接触（車内、航空機内・飲食店等を含む）があった
- ✓向き合って15分以上話した
- ✓狭い部屋で換気をせず（密閉）、長時間過ごした（ゼミ、研究指導、打ち合わせ等）
- ✓向き合って長時間執務した

大学内での学校感染症拡大を防ぐための学生の手続きフロー ＜新型コロナウイルス感染症（COVID-19）編＞

①発熱等の風邪症状がある場合

＊新型コロナウイルス感染症への対応として、出席停止となりました＊
（学校保健安全法第19条の規定に基づく）

【参考】文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～学校の新しい生活様式」
（2020. 8. 6 ver. 3）
https://www.mext.go.jp/content/20200806-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

・ 発熱等の風邪症状がある

医療機関で診察・検査を受ける

・ 症状について不安・心配なときは
下記にご相談ください！

コロナウイルス相談窓口（健康支援室）
corona_soudan@myu.ac.jp

大学へ診察結果・指示内容をすぐにメール

大和C：gakusei@myu.ac.jp（学生支援G）

太白C：f-kyoumu@myu.ac.jp（教務・学生支援G）

メール記載項目（フロー①～③共通）

①所属 ②学籍番号・氏名 ③受診機関
④PCR検査結果 ⑤症状 ⑥出席停止期間

医療機関の指示に従う

【登校再開の目安】

症状消失後3日（解熱剤を含む病状を
緩和させる薬を使わずに）かつ
発症から8日が経過している。

毎日体温測定し、
記録しておくこと

・ 「COVID-19に関する経過記録」
を作成する

PCR検査陽性と診断されたら…
→学生の手続きフロー「③新型
コロナウイルス感染症に感染
した疑いがある」の「PCR検
査陽性」の欄へ

出席
停止
期間

● 治療を受ける
● 検査結果を大学
に報告する

他の学校感染症（インフルエンザ等）と
診断されたら…

→【フロー1】「学校感染症（新型コ
ロナウイルス感染症を除く）の場合」の
フロー」へ

<https://www.myu.ac.jp/campus/heart/>

・ COVID-19に関する経過記録・学校感染症罹患届・体温測定記録（大学ホームページから
DL）を事務局窓口へ提出する

・ 科目担当教員へ連絡し、自習課題等を確認する

＊原則として、出席停止中の授業は欠席時間とは見なさないが、授業担当教員と必ず相談する
こと

大学内での学校感染症拡大を防ぐための学生の手続きフロー
＜新型コロナウイルス感染症（COVID-19）編＞
②濃厚接触者となった疑いがある場合

- 罹患者が発病した2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者
COVID-19感染が確定した者、または強く疑われる者と同居あるいは1メートル以内かつ15分以上の接触（車内・航空機内・飲食店等を含む）
- COCOA（厚生労働省 接触確認アプリ）で「陽性者との接触があった」との通知が来た者

コールセンター（★）に電話

★電話相談窓口（コールセンター）
（仙台市・宮城県）
022-211-3883
022-211-2882

- 保健所（コールセンター）から
「濃厚接触者」と指摘された者

指示があれば、医療機関／帰国者・接触者外来等で
診察・検査を受ける

下記1-3に当てはまる場合は、**出席停止**となるため、
大学へ診察結果・指示内容を**すぐにメール**

大和C：gakusei@myu.ac.jp（学生支援G）
太白C：f-kyoumu@myu.ac.jp（教務・学生支援G）

※1-3に該当しなくても、
2週間の体温測定と記録・体調管理をする

1. PCR検査陽性

→学生の手続きフロー「③新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある」の「PCR検査陽性」の欄へ

- 治療を受ける
- 検査結果を大学に報告する

2. PCR検査陰性だが、風邪症状がある

3. 自宅待機（登校不可）を指示された

【登校再開の目安】

症状消失後3日（解熱剤を含む病状を緩和させる薬を使わずに）かつ
発症から8日が経過している。

毎日体温測定し、
記録しておくこと

「COVID-19に関する
経過記録を作成する

出席停止期間

- 保健所や医療機関を受診したことがわかる書類（診断書・COVID-19に関する経過記録等）・学校感染症罹患届・体温測定記録を事務局窓口へ提出
- *「COVID-19に関する経過記録」「学校感染症罹患届」「体温測定記録」は大学ホームページからDL
- ・科目担当教員へ連絡し、自習課題等を確認する
- *原則として、出席停止中の授業は欠席時間とは見なさないが、授業担当教員と必ず相談すること（遠隔授業の場合も授業担当教員に必ず相談すること）

大学内での学校感染症拡大を防ぐための学生の手続きフロー
＜新型コロナウイルス感染症（COVID-19）編＞
③COVID-19に感染した疑いがある場合

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 重症化のリスクがある人で、発熱や咳等の比較的軽い風邪症状がある
- 発熱や咳等軽い風邪症状が4日以上続いている。嗅覚・味覚障害を有している

【参考】厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000629060.pdf>

コールセンター（★）に電話

★電話相談窓口（コールセンター）
（仙台市・宮城県）
022-211-3883
022-211-2882

医療機関／帰国者・接触者外来等で
診察・検査を受ける

大学へ診察結果・指示内容をすぐにメール
大和C：gakusei@myu.ac.jp（学生支援G）
太白C：f-kyoumu@myu.ac.jp（教務・学生支援G）

PCR検査陽性

- 治療を受ける
- 検査結果を大学に報告する

治癒

毎日体温測定し、
記録しておくこと

- 医療機関から登校許可をもらう
- 医療機関で診断書等を記載してもらう

PCR検査陰性だが、症状がある

【登校再開の目安】

症状消失後3日（解熱剤を含む病状を
緩和させる薬を使わずに）かつ
発症から8日が経過している。

毎日体温測定し、
記録しておくこと

- 「COVID-19に関する経過記録」
を作成する

- 相談窓口（保健所）や医療機関を受診したことがわかる書類（診断書・COVID-19に関する経過記録等）・学校感染症罹患届・体温測定記録を事務局窓口へ提出する
- * 「COVID-19に関する経過記録」、「学校感染症罹患届」、「体温測定記録」は大学ホームページからDL
- 科目担当教員へ連絡し、自習課題等を確認する
- * 原則として、出席停止中の授業は欠席時間とは見なさないが、授業担当教員と必ず相談すること